

令和5年2月7日

タクシー事業者各位

群馬県タクシー運転者登録センター

運転者登録事務等の実施に関する規程の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は運転者登録業務につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、タクシー業務適正化特別措置法施行規則の改正に伴い運転者証の写真サイズが下記のとおり変更となります。

敬具

記

1. 写真サイズ
5 c m 正方形 → 縦6 c m、横4 c mに変更
2. 実施日
令和5年2月28日

※ 現状の運転者証はそのままお使いいただき、今後の「新規登録」「会社移動」「訂正申請」の手続きからお願いします。